

狛江市議会政務調査費の交付に関する条例

平成13年3月29日
条例第11号

改正 平成14年6月26日条例第20号
平成18年3月31日条例第18号

平成17年3月31日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項及び第14項の規定に基づき、狛江市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務調査費は、狛江市議会における会派(所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。)に対し交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務調査費は、当該会派の所属議員数に月額25,000円を乗じて得た額を交付する。

2 前項の所属議員数は、各月1日(以下「基準日」という。)における所属議員数とし、基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は前項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

3 政務調査費は、各年度の最初の月に、当該年度分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月までの月数分を交付する。

4 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務調査費を交付する。

5 政務調査費は、交付月の15日(以下「交付日」という。)に交付する。ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務調査費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算出した政務調査費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算出した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務調査費を返還しなければならない。

(使途基準)

第5条 会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(第1号様式及び第2号様式。以下「収支報告書」という。)を作成し、当該政務調査費に係る領収書等を添付して議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散のときから15日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(議長の調査)

第8条 議長は、政務調査費の適正な運用を図るため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(政務調査費の返還)

第9条 市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成14年6月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月31日条例第19号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日条例第18号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

第1号様式及び第2号様式(省略)